特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
36	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	特定個人情報に係る情報を収集する際は本人確認を徹底し、担当者以外の者によるチェック体制を構築し取扱いについては十分配慮するものとします。また、鍵付き戸棚に特定個人情報ファイルを保管し、情報の漏えい等が生じないよう適切に管理します。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	ア　事務の説明 　特定公共賃貸住宅に入居しようとする住民の住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、生活保護関係情報の照会とともに、利用者の連帯保証人の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を照会し、入居者としての審査を行う。また、特定公共賃貸住宅の家賃は毎年度、入居者の収入の申告に基づき定めているため、毎年度、入居者の地方税関係情報を照会し、家賃を決定している。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 ・賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・公住マネージャー ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
・公住マネージャー ・特定公共賃貸住宅管理台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項　別表93の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条の3 【各手続の根拠】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第28条、第30条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長の役職名	建設部建築住宅課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建築住宅課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2811
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity住宅管理 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity住宅管理 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-1-② 事務の概要	・収入の申告の受理 ・家賃の決定 ・決定した家賃の通知 ・収入超過者の収入の申告の受理 ・収入超過者の家賃の決定 ・決定した収入超過者の家賃の通知 ・特定公共賃貸住宅への入居申請の受理 ・特定公共賃貸住宅への入居者の決定 ・特定公共賃貸住宅への入居申請者への入居決定した旨の通知 ・家賃を決定するための申請の受理 ・家賃の決定 ・決定した家賃の通知 ・家賃又は金銭の減免を求める申請の受理 ・家賃又は金銭を減免する決定 ・家賃又は金銭の減免をする決定の通知 ・敷金の減免を求める申請の受理 ・敷金を減免する決定 ・敷金を減免する決定の通知 （略） ・明渡し期限を延長する事務 ・明渡し期限を延長する決定の通知	・入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 ・賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除	事後	（H28.12.21改正）番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅰ-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の61の2の項 【各手続の根拠】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条、第18条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の61の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条の3 【各手続の根拠】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第28条、第30条	事後	（H28.12.21改正）番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年12月9日 時点	平成29年3月17日 時点	事後	事務対象人数【446人】 ※特定公共賃貸住宅（入退去延べ人数）
平成29年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年12月24日 時点	平成29年3月17日 時点	事後	取扱者数【108人】 本庁建築住宅課及び支所（産業建設課）・福山市民サービスセンター職員
平成30年3月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の85の2の項	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の85の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4	事後	（H29改正）番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年3月17日 時点	平成30年1月18日 時点	事後	事務対象人数【350人】 ※特定公共賃貸住宅（入退去延べ人数）
平成30年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年3月17日 時点	平成30年1月18日 時点	事後	取扱者数【85人】 本庁建築住宅課及び支所（産業建設課）・福山市民サービスセンター職員
平成31年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・Acrocity住宅管理 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・公住マネージャー ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	システム改修に伴う変更
平成31年3月31日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイル名	・Acrocity住宅管理 ・特定公共賃貸住宅管理台帳	・公住マネージャー ・特定公共賃貸住宅管理台帳	事前	システム改修に伴う変更
平成31年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年1月18日 時点	平成31年3月4日 時点	事後	事務対象人数【482人】 ※特定公共賃貸住宅（入退去述べ人数）
平成31年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年1月18日 時点	平成31年3月4日 時点	事後	取扱者数【60人】 本庁建築住宅課（住宅G・住宅収納G）及び各総合支所市民生活課・福山市民サービスセンター職員
令和2年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年3月4日 時点	令和2年1月20日 時点	事後	事務対象人数【336人】 ※市営住宅（入退去述べ人数）
令和2年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年3月4日 時点	令和2年1月20日 時点	事後	取扱者数【52人】 本庁建築住宅課（住宅G・住宅収納G）及び各総合支所市民生活課・福山市民サービスセンター職員
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年1月20日 時点	令和3年1月15日 時点	事後	事務対象人数【288人】 ※市営住宅（入退去述べ人数）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱ−2　いつ時点の計数か	令和2年1月20日　時点	令和3年1月15日　時点	事後	取扱者数【48人】 本庁建築住宅課（住宅G・住宅収納G）及び各総合支所市民生活課・福山市民サービスセンター職員
令和3年8月3日	Ⅰ−4−②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号　別表第2の85の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号　別表第2の85の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	Ⅱ−1　いつ時点の計数か	令和3年1月15日　時点	令和4年1月20日　時点	事後	事務対象人数【235人】 ※市営住宅（入居者人数）
令和4年3月1日	Ⅱ−2　いつ時点の計数か	令和3年1月15日　時点	令和4年1月20日　時点	事後	取扱者数【47人】 本庁建築住宅課（住宅G・住宅収納G）及び各総合支所市民生活課・福山市民サービスセンター職員
令和5年3月1日	Ⅱ−1　いつ時点の計数か	令和4年1月20日　時点	令和5年1月27日　時点	事後	事務対象人数【238人】 ※市営住宅（入居者人数）
令和5年3月1日	Ⅱ−2　いつ時点の計数か	令和4年1月20日　時点	令和5年1月27日　時点	事後	取扱者数【47人】 本庁建築住宅課（住宅G・住宅収納G）及び各総合支所市民生活課・福山市民サービスセンター職員
令和6年3月1日	Ⅱ−1　いつ時点の計数か	令和5年1月27日　時点	令和6年1月26日　時点	事後	事務対象人数【206人】 ※市営住宅（入居者人数）
令和6年3月1日	Ⅱ−2　いつ時点の計数か	令和5年1月27日　時点	令和6年1月26日　時点	事後	取扱者数【42人】 本庁建築住宅課（住宅G・住宅収納G）及び各総合支所市民生活課・福山市民サービスセンター職員
令和7年3月31日					評価の再実施